

Title	所得拡大促進税制の適用が企業行動に与える影響
Sub Title	
Author	金沢, 琢朗(Kanazawa, Takuro) 村上, 裕太郎(Murakami, Yutaro)
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	2015
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 2015年度経営学 第3038号
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00002015-3038

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大学大学院経営管理研究科修士課程

学位論文（ 2015 年度）

論文題名

所得拡大促進税制の適用が企業行動に与える影響

主 査	村 上 裕太郎 准教授
副 査	高 橋 大 志 教 授
副 査	齋 藤 卓 爾 准教授

学籍番号	81430347	氏 名	金沢 琢朗
------	----------	-----	-------

論文要旨

所属ゼミ	村上裕太郎研究会	学籍番号	81430347	氏名	金沢 琢朗
(論文題名) 所得拡大促進税制の適用が企業行動に与える影響					
(内容の要旨) <p>アベノミクスの推進により、株価等においては大幅な回復基調が見られたものの、日本経済が本格的な回復、上昇基調にあるかということについて考えると、様々な経済指標がそれを示しているとは必ずしも言えない。又、リーマン・ショックに端を発する不況時と比較すれば、企業の設備投資、賃上げは一定の上昇はしているものの、回復力は未だ鈍いという見方も根強い。需要と消費を拡大させ、経済成長の推進を図る為には企業の設備投資、賃上げが不可欠であり、それらの活発化を促す目的として政府は優遇税制を幾つか導入しているが、賃上げの促進を目的とした税制の代表例が2013年4月1日以降に実質導入されている「所得拡大促進税制」である。この税制を一言で言うならば、条件を満たせば賃上げ分の一定部分を税額控除することで、企業にとっての費用負担を和らげるという優遇税制である。</p> <p>企業若しくは経営者にとっての設備投資、人的投資とは、生産性を上げるという正の要素を備える一方で、固定費的要素の強い費用を増加させるという負の要素を持つといった共通点を見出すことができるが、現時点での私の立場や環境を鑑みた場合には、経営者側の視点というよりは受益者側である一雇用者のそれの方が当事者としての興味が湧くところであることから、本論文は所得拡大促進税制をテーマとして選択することとした。</p> <p>本研究の目的とは、所得拡大促進税制の適用を受けたであろう企業にはどのような特性が見られるのかということを検証すること、そして、所得拡大促進税制の適用が設備投資の増減に影響を与えたのかということを検証・考察することである。制度の導入自体が2013年と新しいことから、所得拡大促進税制についての実証分析を行った研究は存在しないという意味において、本論文は新規性があると考えられる一方で、設備投資という観点からなされている実証分析は数多くなされている。従って、このような、関連する先行研究についても触れ、又、適宜参考としながら、実証分析を進めることとした。</p> <p>検証内容であるが、先ず、現金、ROAの増加、PBRの上昇、有利子負債比率の減少といった傾向が見られる企業が、より多く、所得拡大促進税制の適用を受けているのではないかと仮説を設定した。そして、この適用の結果、設備投資の増加にも影響を与えたのではないかと考えたことから、設備投資と所得拡大促進税制の関連についても見ることにした。又、所得拡大促進税制の適用以外にも影響を与える要素として、現金、ROA、無形固定資産の増加を仮説に加えることにした。</p> <p>以上の2点を検証するにあたってであるが、仮説にて設定した項目以外にも、景況感、企業規模といった点を考慮する必要があることから、複数の項目をそれぞれのリサーチ・デザインに加えることとし、それぞれに回帰分析を行った結果、所得拡大促進税制に関しては、現金、ROA、PBRの増加若しくは上昇といった点が影響しているだけでなく、償却対象有形固定資産、実効税率の減少といった企業、株式市場に上場している企業の方が所得拡大促進税制の適用を受けていそうということが分かった。又、設備投資という点に関していえば、所得拡大促進税制の適用が設備投資の更なる増加に影響を与えていそうだということが、又、これに加えて、ROA、無形固定資産の増加といったこと点等についても同様のことが示唆できそうだということが分かった。</p> <p>尚、所得拡大促進税制は2014年に改正が加えられ、条件が緩和されただけでなく、過年度分についても緩和後の条件にて再判定といった遡及適用することが可能となっている。このような現実を考慮し、緩和後の条件下において適用の有無を判定し、仮説を実証するということが行われたが、企業の意思決定が行われた時点には存在しなかった条件であるという考えから、この実証結果については、本論文にて触れてはいない。</p> <p>このように、本論文の主たるテーマはあくまで所得拡大促進税制であるが、企業側に立って大きな視点でこれを捉えようとすると、人件費とそれに関する税制ということもできよう。このようなことから、本論文の終わりに、現在企業と国によって見解が分かれ係争中の案件を具体的な事例として取り上げ、判例研究を行っている。</p>					

目次

1. はじめに	P 1
2. 先行研究と本研究の意義	P 2
3. 所得拡大促進税制	P 2
4. 仮説設定とリサーチ・デザイン	P 6
5. 分析結果	P 15
6. 結論と今後の課題	P 17
7. 補論	P 19
参考文献	P 27
謝辞	P 28

1. はじめに

去る 2015 年 11 月 26 日、首相官邸にて開かれた経済界との官民対話で、安倍晋三首相は 2016 年度の法人実効税率の引き下げ幅を上乗せし、早期に 20% 台への道筋をつけると語ると同時に、企業側に設備投資の拡大と賃上げの実行を改めて求めた。設備投資の拡大と賃上げを政府が民間企業に要請することについては様々な意見があるが、この要請は、リーマン・ショック以降の不況から回復力の鈍い設備投資と雇用者の賃金を増大・上昇させることによって、需要と消費を拡大させ経済成長の推進を図るといふ考えの下行われている。

もっともこのような政府の狙いそれ自体は昨今急に叫ばれ始めたことではなく、一部具体的な政策が実行されているものもあり、「生産性向上設備投資促進税制」や「雇用促進税制」、「所得拡大促進税制」といった、条件を満たすことにより企業へ適用される優遇税制はそれらの一例であると言えよう。企業若しくは経営者にとっての設備投資、人的投資とは、生産性を上げるという正の要素を備える一方で、固定費的要素の強い費用を増加させるという負の要素を持つといった共通点を見出すことができるわけであるが、現時点での私の立場や環境を鑑みた場合には、経営者側の視点というよりは受益者側である一雇用者のそれの方が当事者としての興味が湧くところであることから、今回は 2013 年度税制大綱に盛り込まれ 2013 年 4 月 1 日以降に実質導入されている「所得拡大促進税制」をテーマとして選択することとした。

本研究の目的とは、所得拡大促進税制の適用を受けたであろう企業にはどのような特性が見られるのかということを検証すること、そして、所得拡大促進税制の適用が設備投資の増減に影響を与えたのかということを検証・考察することである。従って、本論文の構成としては、続く第 2 節にて類似の先行研究についてと本研究の意義を述べ、第 3 節にて所得拡大促進税制の制度について詳述することとする。次に、第 4 節にて仮説の設定とリサーチ・デザインについて述べ、第 5 節にて得られた分析結果を記載することとする。第 6 節においては第 5 節にて得られた検証結果を基に行った考察と今後の課題を述べることとする。

尚、本論文の最後に、給与に関わる課税という点から派生し、現在企業と国との間で争われている案件を 1 件取り上げ、一審及び二審判決を纏めている形式にて判例研究を行っている。

2. 先行研究と本研究の意義

田中・宮川(2009)は、産業を細分化せず全産業で見た場合、大型投資を実施すると売上高や雇用量に有意な差が生じることから、大型投資は基本的に能力増強投資であると結論付けた。又、藤岡(2007)は、中小企業においては需要動向や他社の動向を重視しており、特に製造業においては内部保留の増加が設備投資水準を高めていることを示し、村上・黄・渥美(2010)は2008年の減価償却制度変更に伴う影響に関し、減価償却費の増加が税負担を削減し企業のキャッシュ・フローを増加させることによって設備増資を増加させること、又減価償却費の額自体も設備投資に大きな影響を与えるということを発見した。

このように、設備投資という観点からなされている先行研究を探することは比較的容易であると言える。しかしながら、本研究の主眼はあくまで所得拡大促進税制の適用を受けたであろう企業にはどのような要素が影響したのかということに置いており、所得拡大促進税制と設備投資との関係はそれに付随する点であるというのが私の位置づけである。従って、このような点から考えると、制度の導入自体が2013年と新しく、実証分析を行った研究は存在しない本研究は新規性があると考えられる。無論、所轄官庁である経済産業省より委託を受けた民間企業が調査と取り纏め報告を作成していることは承知しているが、それは定量分析という形式で行われているものではない。

3. 所得拡大促進税制

所得拡大促進税制は、2013年度税制改正時に租税特別措置法第42条12の4を新設することによって新たに導入されたものである。一覧として下記表1を付したが、詳細について順に述べていく前に簡単に概要を纏めると、個人所得水準を上げることが税制面から支援する為、雇用者の給与を増やす等一定の条件を満たした青色申告書を提出する法人は、2013年4月1日以降に始まる事業年度から2016年3月31日迄に終わる事業年度において、給与増額分の一定額を法人税より減免することができるという優遇税制であり、経済産業省が担当している。この税制に類似するものとして挙げられる、雇用促進を促すことを主眼とした雇用促進税制(租税特別措置法第42条の12)や復興産業集積地域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度(震災特例法第17条の3)、避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度(震災特例法第17条の3の2)、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度(震災特例法第17条の3の3)は、所得拡大促進税制との同時適用は受けられず、何れかのみ

選択適用となっている。

次に言葉の定義であるが、「給与等」とは、一部細かい例外があるものの、基本的には所得税法第 28 条にて規定される給与等と同じである。又、「雇用者給与等支給額」とは適用を受けようとする事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものを指し、「国内雇用者」とは役員及びその特殊関係者を除いた当該法人の国内の事業所に勤務する全ての雇用者を指し、パート、アルバイト労働者も含まれる。「特殊関係者」とは、役員の親族を指し、親族の範囲は 6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族までが該当するだけでなく、当該役員と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員から生計の支援を受けている者も含まれる。又、「比較雇用者給与等支給額」は、前事業年度に計算上損金の額に算入される「国内雇用者」に対する「給与等」の支給額を、「基準事業年度」とは適用対象となる初年度の前年度を、「比較平均給与等支給額」とは雇用者給与等支給額を適用事業年度における給与等の支給対象者で除したものを、「中小企業者等」とは資本金又は出資金の額が 1 億円以下の法人、資本金又は出資金を有しない法人の内常時使用する従業員等が 1,000 人以下の法人、農業協同組合をそれぞれ指す。

この優遇税制の適用を受けるにあたっては、申請する事業年度の雇用者給与等支給額が基準事業年度の雇用者給与等支給額と比較して 5%以上増えていること、事業年度の雇用者給与等支給額が前年度の雇用者給与等支給額より減っていないこと、事業年度の平均雇用者給与等支給額が前年度の平均雇用者給与等支給額より減っていないこと、以上の 3 条件を全て満たすことが必要である。これらの条件が満たされれば法人税の減免という優遇措置を受けることが可能となるわけであるが、その額は申請する事業年度の雇用者給与等支給額から基準事業年度の雇用者給与等支給額を引いた部分に対する 10%が申請年度の法人税額 10%の範囲内であれば前者、法人税額 10%を超えてしまう場合には法人税額の 10%を以って減免額とする。これらに関わる留意事項として 2 点述べておく必要があるが、先ず、減免額の上限については、中小企業者等に限り、法人税額の 20%という規定が設けられているということである。2 点目としては、適用可否の判定は納税の単位で行われるということである。つまり、数多くの企業によって企業集団を構成している場合には、その企業集団が連結納税形式を採用していれば企業集団全体を一つの単位として適用判定を行い、そうでなければ企業集団を構成する企業がそれぞれ単独にて判定が行われるということである。これ以外にも細かい規定が数多く存在するが、本研究は法律や規則そのものをつぶさに観ることを主眼としているものではないので、それについては省略する。

尚、2014 年度税制改正時に本税制の 2 年間の延長、上記の適用の可否を判定する条件や一部定義といった点に変更が加えられており、適用が受けられやすくなった。本研究に関係する部分を簡単に列挙すると、所謂適用条件 1 の雇用者給与等支給増加

率の5%という要件が2015年4月1日より前に開始する事業年度については2%、同日から2016年3月31日までの間に開始する事業年度については3%に緩和されたこと、適用条件3の平均給与等支給額の比較方法に「継続雇用者」という概念を導入し、それに係る給与支給者数に限定して比較することに改正されたという点がある。「継続雇用者」という概念の導入は、当初の適用条件下での、新卒採用を増やした際に平均給与が下がり結果的に制度の適用を受けるのが難しくなるという弊害を取り除くという意味において意義深いものであると言える。又、意義深いという点に関して言うと、この条件緩和については、既に終了してしまった過去の事業年度においても遡及適用が可能であるということも触れておく必要がある。

表 1 所得拡大促進税制の概要

	施行当初の条件	2014 年度改正による条件緩和後
適用時期	2013 年 4 月 1 日以降 2016 年 3 月 31 日迄に 開始する各企業の事業年度	2013 年 4 月 1 日以降 2018 年 3 月 31 日迄に 開始する各企業の事業年度
対象	青色申告書提出法人	
適用条件	下記①②③全てを満たすこと。	
条件①	申請年度の雇用者給与等支給額が基準 年度の雇用者給与等支給額を 5%以上 上回っていること。	左記条件の内、2015 年 4 月 1 日より前に 開始する事業年度については 2%、同日から 2016 年 3 月 31 日までの間に開始する事業 年度については 3%以上とする。
条件②	申請年度の雇用者給与等支給額が前年度の雇用者給与等支給額 を下回っていないこと。	
条件③	申請年度の平均雇用者給与等支給額が 前年度の平均雇用者給与等支給額を 下回っていないこと。	計算対象を適用年度及びその前年度にお いて給与等の支給を受けた「継続雇用者」に 限定。適用年度新入社員、前事業年度中 の退職者を除外。
税額控除 上限	当年法人税額の 10% (但し中小企業者等は 20%)	
税額 控除額	上記上限額又は、 (各申請年度の雇用者給与等支給額－基準年度雇用者給与等支給額)×10% の内少ない方。(但し中小企業者等は上記上限額又は 20%)	
適用の 判定	1. 年度において其々行う。(1 年目非適用、2 年目適用といった型式可。) 2. 連結納税を採用している企業集団は集団全体を 1 単位として判定を行う。	
その他		既に終了している事業年度に関して、改正 後の緩和された条件によって初めて適用 可能となる年度については遡及適用可。

4. 仮説設定とリサーチ・デザイン

検証を行うに当たって仮説を設定する必要があるわけであるが、本研究においては、まず、第1段階として、所得拡大促進税制の適用を受けたであろう企業はどのような特性を持っていたのかということに着目することとし、その結果、どのように企業行動に影響を与えたと考えられるのかということを考察することとする。従って、仮説は大まかに言って2点設定することとなるわけであるが、其々の仮説の検証には、影響を与えるであろうと考える項目以外にも、時々々の景況感、企業状況、企業規模等を考慮した形で行わなければならないことから、仮説を立てる項目以外に幾つかのコントロール変数を用いること、又、所謂投資のフローではなくストックに該当する項目については各企業の総資産で割った数値を用いることとする。

まず、1点目の仮説について所得拡大促進税制をもう一度簡単に整理すると3つの適用条件があったわけであるが、総じて言うなれば、1人当たり人件費を減らすことなく人件費総額を増やしていることが必要であると言い換えることができる。このような企業にはどのような要素が影響を及ぼしていると考えられるであろうか。

① 現金

人件費は人的投資という意味を持つ反面、その時々によっては発生する費用であるという側面を持つ。これは設備投資にも似たようなことが言えると思うが、一般的に言って、経済状況若しくは業績が悪化した場合には、このようなものへの投資を抑えることでコストを抑える方向に企業は動く。従って、スピードの差こそあれ、逆の状況、つまり業績の好転時には上記と全く逆のことが起こるわけである。業績が好転すれば手元に残る現金も増加することになるというのは自然なことであると考えられる。無論、設備投資の場合には有利子負債を原資として行われる場合も多々あるだろうが、人件費に関して言うなれば、一部運転資金の借り入れ等で賄う場合もあるかもしれないが、通常このようなことは考えにくく、手元の自己資金から賄われるはずである。このようなことから、「手元の現金を増やしている企業ほど人件費を増やしており、所得拡大適用税制の適用を受けている」という仮説を立てる。尚、現金の増減という点から言えばキャッシュ・フロー計算書の数値を使う方が正確であるという見方もできるが、連結納税を行っていない企業集団を構成する企業の場合、個別の企業単位で見ることがあることから連結キャッシュ・フロー計算書の数値を使用するのは適当ではなく、連結キャッシュ・フロー計算書を作成する会社は個別キャッシュ・フローの作成義務はないという規則から個別キャッシュ・フロー計算書を取得することは困難である。従って、各企業の当期と前期の貸借対照表に記載される現金及び現金同等物の差額を以って現金の増減とする。

② ROA

去る2015年11月4日に厚生労働省から発表された「就業形態の多様化に関する総

合実態調査」によると、雇用者総数に占める非正規雇用者の割合が初めて 40%を超えた。たしかに一昔前の日本の労働環境と現状を比較した場合、多少ではあるにせよ、労働の多様化、企業側の雇用型式の選択肢も増え、その結果雇用者総数に占める非正規雇用者は増大傾向にあるといえよう。しかしながら、40%を超えたという背景には、厚生年金の受給開始年齢の引き上げに伴い、定年退職から受給開始迄のラグを埋めるために 2013 年 4 月 1 日に施行された「改正高年齢者雇用安定法」の影響が大きいとの指摘もあり、全世代に当てはまるものではない可能性がある。もっとも、仮に 40%という割合が全世代の労働形態を的確に反映しているものだとしても、雇用者に強い権利が与えられていること、又、終身雇用という形態がまだまだ根強く残っている日本においては、賞与といった一部変動費的に調整可能な要素があるとは言え、人件費は固定費的性格が強いと言える。

このようなことを考えた場合には、単年で利益を上げるということよりは、継続的に利益を上げる、それを増やしていくという要素が人件費の増加に不可欠な条件であると考えられる。従って、「ROA を増やしている企業ほど所得拡大適用税制の適用を受けている」という仮説を立てる。

③ 有利子負債比率

株主の目という要素が存在する上場企業においては、有利子負債比率が増加しているのに人件費を増加させるということに関して、株主への説明が難しく、株主の納得を得るのも困難を伴うと考える。加えて、上述の ROA、手元現金の増加しているような企業は有利子負債の返済についても早め、有利子負債比率が減少の方向に向かうのではないかと考える。従って、「有利子負債比率が減少している企業ほど所得拡大適用税制の適用を受けている」という仮説を立てる。

④ PBR

多少の時間的な齟齬はあるにせよ、市場には情報の非対称性がなく投資家は絶えず合理的な意思決定をすれば、PBR 算定の基となる株価は企業が将来獲得するであろうキャッシュ・フローより算定されているわけであり、PBR が高いということは現在の純資産より将来獲得するキャッシュ・フローの割合が大きいということになる。上記 ROA の箇所にて述べた通り、人件費には継続的に利益を上げることが重要であると考えことから、PBR という要素は人件費の増加に関連するものであると考える。又、将来的にキャッシュ・フローが増加するということは、事業規模の拡大が見込まれる、もしくは利益率の大幅な改善が見込まれると投資家が見ていると言い換えることもでき、このような企業が人件費を増やすことに繋がると考えることに違和感はない。従って、「PBR の数値が大きい企業ほど所得拡大適用税制の適用を受けている」という仮説を立てる。

1 点目の仮説については、上記 4 項目以外に、他の影響をコントロールするため為、9 つの変数をモデルに組み込み、符号と係数の有意性を検証する。尚、被説明変数とな

る所得拡大促進税制の適用を受けたか否かについては、実際にどの企業がどの年度に適用を受けたかという情報が取得できない為、損益計算書及び有価証券報告書の人件費、労務費、期末の従業員数といった数値を用いて、適用条件を全て満たしたと思われるサンプルデータに1、そうでないデータに0を当てはめる定数項ダミーを用いることとした。又、説明変数と被説明変数の逆の因果関係を排除する為、投資のストックに分類される項目については前期と前々期との増減を前期の総資産で除したもの、ROAについても同様の考えから前期の経常利益を前期の総資産で除したものをそれぞれ変数として使用している。

尚、検証の手法としては、重回帰分析とロジスティック回帰分析の2通りにて行うこととしたが、被説明変数が定数項ダミーという量的変数である為、ロジスティック回帰分析のほうがより精度の高い検証結果を示してくれるものと考えことから、以下本研究においては、ロジスティック回帰分析の結果のみを記載することとする。

又、制度自体が改正され、条件が緩和されたと上述したが、こちらについても緩和後の条件を当てはめたらどうなったのかという検証を行った。しかしながら、そもそも企業が意思決定を行った段階においては緩和前、つまり施行当初の条件であったわけであるから、こちらについても本研究に結果を記載することはしない。

《所得拡大促進税制適用モデル》

$$\begin{aligned} \text{所得拡大促進税制ダミー}_t = & \beta_0 + \beta_1 \text{現金増減}_{t-1} + \beta_2 \text{ROA}_{t-1} + \beta_3 \text{有利子負債比率}_{t-1} + \beta_4 \text{PBR}_{i,t-1} + \beta_5 \text{LN 総資産}_{t-1} \\ & + \beta_6 \text{無形固定資産増減}_{t-1} + \beta_7 \text{製造業ダミー} + \beta_8 \text{研究開発費比率}_t + \beta_9 \text{資本金ダミー} \\ & + \beta_{10} \text{上場ダミー} + \beta_{11} \text{東証1部上場ダミー} + \beta_{12} \text{償却対象有形固定資産増減}_{t-1} \\ & + \beta_{13} \text{法定実効税率}_t \end{aligned}$$

表 2 所得拡大促進税制適用モデル(項目と定義)

変数名	定義
所得拡大促進税制ダミー _t	①当期人件費総額が 2013 年 4 月以降に始まる最初の年度の 人件費総額より 5%以上増えている ②当期人件費総額が前年度人件費総額より減っていない ③当期人件費総額を、臨時従業員数を含む当期末従業員数で 除したものが前年度のそれより減っていない 以上全てを満たしたものを 1、そうでないものを 0
現金増減 _{t-1}	(前期末現金－前々期末現金)／前期末総資産
ROA 増減 _{t-1}	(前期経常利益)／前期末総資産
有利子負債比率 _{t-1}	(前期短期借入金・社債+長期借入金・社債・転換社債) ／前期末総資産
PBR _{t-1}	前期末株価／前期末 1 株当たり純資産
LN 総資産 _{t-1}	LN 前期末総資産
無形固定資産増減 _{t-1}	(前期末無形固定資産－前々期末無形固定資産) ／前期末総資産
製造業ダミー	製造業を 1、それ以外を 0
研究開発費比率 _t	研究開発費／当期末総資産
資本金ダミー	資本金 1 億円超を 1、それ以外を 0
上場ダミー	上場企業を 1、それ以外を 0
東証 1 部上場ダミー	東証 1 部上場企業を 1、それ以外を 0
償却対象有形 固定資産増減 _{t-1}	(前期末償却対象有形固定資産 －前々期末償却対象有形固定資産)／前期末総資産
法定実効税率 _t	(法人税+住民税+事業税+法人税等調整額) ／税金等調整前当期純利益 尚、税金等調整前当期純損失の場合は 0 としている。又、法定実効 税率が 100%を超える場合には 100%としている。

2 点目の、所得拡大促進税制の適用がどのように企業行動の変化に影響したかという点についてであるが、この優遇税制の適用を受けたと仮定した場合、先ず端的に表れる効果として、支払うべき法人税額の減少とそれによる当期純利益の増加、手元に残る現金の増加といったことが挙げられよう。

このようなことから、所得拡大促進税制の適用の結果、設備投資の増加に寄与したという仮説を先ず設定することとした。

2013年10月に発表された経済産業省作成の「企業金融調査」によれば、企業が設備投資を行う際の資金調達方法の内訳をみると、2011年以降2013年迄の3年間の推移で、当期利益の占める割合は1.7%、5.2%、10.1%と増加しているのに対して、短期借入金と長期借入金を合わせたものの占める割合は74.3%、73.1%、64.5%と減少している。これら2つのものを足し合わせると約75%で各年推移していること、そしてこの3年間で、企業業績が回復していた期間であることを考慮すると、業績が回復し、利益が増加していくと設備投資の原資の一定割合は借入金から自己資本にシフトするということと言えそうであり、自己資金と借入金のどちらが企業に多くの制約を課すかということは自明である。又、設備投資を増やす要因として約60%と最も多く企業が回答している項目は、需要の拡大であり、需要の拡大と企業の売上げ、利益の増加に関連があることは容易に予想できる。

又、中小企業に関して言えば、藤岡(2007)は、内部保留の増加が設備投資水準を高めている、又、外部資金については圧倒的にフローの負債残高に決定力があつたことから、中小企業の外部資金調達の困難な状況から、「借りられるかどうか」という点を重視しているのではないかという先行研究もある。

以上のような点から、被説明変数を設備投資の増減として2点目の検証を行うこととする。

① 所得拡大促進税制適用

上述の理由より、「所得拡大促進税制の適用は設備投資に正の影響を与える」という仮説を立てる。

2点目の仮説として最も検証したい項目は上記の所得拡大促進税制適用という点であるが、それ以外の項目として以下3点につき合わせて仮説を立てることとした。

② 現金

現金の増加と減少のどちらが、設備投資に制約を与えるかということを考えれば、後者であることは明らかであろう。又、現金の増加をキャッシュ・フローの増加と考えるならば、これが営業キャッシュ・フローの増加であれば、金融機関からの新規若しくは追加借入れに有利な要素となろう。このようなことから、「現金を増やしている企業ほど設備投資を増やしている」という仮説を立てる。

③ ROA

利益の増加は手元に残る現金を増やすだけでなく、外部からの資金調達を容易にする効果もあると考えることから、「ROAが増加している企業ほど設備投資を増やしている」という仮説を立てる。

④ 無形固定資産

需要が拡大するという事は、何も景気が良くなり社会全体の需要が増えることだけには起因せず、企業が新たに技術を開発することで新たな需要を掘り起こすといったことはよくあることである。又、この新しい需要に応える、つまり、当然新規の技術に基づいた製品を生産するには既存の設備では対応できないということも充分考えられる。もっとも全ての新しい技術が企業にとっての収益源となるわけではない、又直ぐに利益を上げる体制が築けるわけではないが、特許といった、法律的に強い権利で一定期間守られるものが企業にとって中長期的に大きな利益を生む源泉となる可能性が高いことも事実である。このようなことから、「無形固定資産が増えている企業は設備投資を増やしている」という仮説を立てる。

以上 4 項目以外に、他の影響をコントロールするため為、5 つの変数をモデルに追加し、符号と係数の有意性を検証することとしたが、最後に設備投資の増減の定義を明確にする必要がある。現金同様連結キャッシュ・フロー計算書の数値は使えないし、単体の設備投資のキャッシュ・フローも取得が困難な企業がある。そこで、本研究においては貸借対照表の固定資産の簿価に減価償却費を足したものを前期のそれと比較し、その差額を以って設備投資の増減とすることとした。固定資産の簿価に足すものとしては、減価償却費ではなく減価償却累計額を足した方がより正確であるという見方もあろう。なぜならば、固定資産の売却、除却が行われた期と翌期の比較をする際にはこちらのほうがより正確に表す可能性があるからである。このようなことを踏まえ、設備投資の増減を当期末の固定資産の簿価に当期減価償却累計額を足したものと前期のそれらの差額とするモデルについても検証を行ったが、そもそもほぼ同様な変数になると予想できること、実際に結果的にもほぼ同じ結果が得られたこと、又、このような実証分析においては固定資産の簿価に減価償却費を足す手法の方が通常用いられていることから、以降においては各期末の固定資産の簿価に減価償却費を足したもののみについて触れることとする。

《設備投資モデル》

設備投資増減_t = β_1 所得拡大促進税制ダミー_{t-1} + β_2 現金増減_{t-1} + β_3 ROA_{t-1} + β_4 無形固定資産増減_{i,t-1}
+ β_5 LN 総資産_{t-1} + β_6 償却対象有形固定資産増減_{t-1} + β_7 有利子負債比率_{t-1}
+ β_8 製造業ダミー + β_9 法定実効税率_t

表3 設備投資モデル(項目と定義)

変数名	定義
設備投資増減 _t	① (当期末固定資産簿価+当期の減価償却費) －(前期末固定資産簿価+前期の減価償却費)
所得拡大促進税制適用ダミー _t	① 当期人件費総額が2013年4月以降に始まる最初の年度の人件費総額より5%以上増えている ② 当期人件費総額が前年度人件費総額より減っていない ③ 当期人件費総額を、臨時従業員数を含む当期末従業員数で除したものが前年度のそれより減っていない 以上全てを満たしたものを1、そうでないものを0
現金増減 _{t-1}	(前期末現金－前々期末現金)／前期末総資産
ROA 増減 _{t-1}	(前期経常利益)／前期末総資産
無形固定資産増減 _{t-1}	(前期末無形固定資産－前々期末無形固定資産) ／前期末総資産
LN 総資産 _{t-1}	LN 前期末総資産
償却対象有形固定資産増減 _{t-1}	(前期末償却対象有形固定資産 －前々期末償却対象有形固定資産)／前期末総資産
有利子負債比率 _{t-1}	(前期短期借入金・社債+長期借入金・社債・転換社債) ／前期末総資産
製造業ダミー	製造業を1、それ以外を0
法定実効税率 _t	(法人税+住民税+事業税+法人税等調整額) ／税金等調整前当期純利益 尚、税金等調整前当期純損失の場合は0、法定実効税率が100%を超える場合には100%としている。

分析を行う際のデータであるが、日本経済新聞社の「日経 NEEDS:社会科学情報検索システム」より取得することとし、対象期間としては所得拡大促進税制の適用開始に合わせる形で2013年3月31日以降に各企業の事業年度(2012年度)が終了するものから2015年3月31日迄に各企業年度の事業年度(2014年度)が終了するまでのものを抽出対象とした。

尚、検証前段階として、この対象期間中に労務費の計上を止めている企業、期末従業員数が不明な会社、連結納税を行っている企業集団、持株会社については以下の理由から検証対象より取り除くこととした。

先ず、労務費に関する問題についてであるが、2014年1月14日に金融庁から出された「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等により、諸々の制約はあるものの製造原価明細の簡略化が容認されることとなったことにより、これに該当する事業年度から労務費を開示していない企業が数多く存在する。このような企業を含めて検証した場合には、期間比較可能性に大きな影響を及ぼすことから、このような企業のデータは全て取り除くこととした。同じ条件での期間比較ということに着目した形での除外である為、元々労務費を計上していない企業に関しては、検証の対象範囲より削除はしていない。

労務費以外の3点については所得拡大促進税制の適用条件③に関連し、つまり1人当たり人件費を算定することができない、又は算定するのに大きな誤解を与えかねないといった理由により除外することとした。特に、連結納税を行っている企業集団ということに関して言えば、数字の積上げによって算定することは必ずしも不可能ではないが、かなりの煩雑さを伴う割には正確性が必ずしも担保されないといった点を考慮して対象から外すこととした。従って、企業集団を構成している企業であっても、構成企業毎に単体で法人税を納付している企業は対象の範囲に含めている。尚、各企業集団の納税形式については、2013年12月4日付にて発表されている新日本有限責任監査法人の連結納税適用会社一覧より判断を行った。

このように、検証の妥当性を考慮しフィルタリングを行った結果、5142のサンプルデータが残ったわけであるが、この内2件については、設備投資の増減において平均値±(3.25×標準偏差)を遥かに超える値であった為排除することとした。従って、最終的に検証をおこなったサンプルデータは5140(企業・年)であり、これらの基本統計量を示したのが下記表4であり、表5は相関係数を纏めたものである。

尚、最後に、各企業の法定実効税率であるが、こちらについても正確な税率を把握することは困難であることから、各期各企業の法人税、住民税、事業税に法人税等調整額を足したものを税金等調整前当期純利益で除すことによって、法定実効税率と定義している。又、これに関連して、税金等調整前当期純損失の場合には数値を0に、法定実効税率が100%を超えてしまったものは100%と置き換えるという措置も行っている。

表 4 基本統計量(全データ)

変数名	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最大値
所得拡大促進税制適用ダミー _t	0.130	0.000	0.339	0.000	1.000
現金増減 _{t-1}	0.186	0.138	0.165	0.000	0.948
ROA 増減 _{t-1}	0.058	0.004	0.079	-1.638	0.622
有利子負債比率 _{t-1}	0.194	0.125	0.217	0.000	2.804
PBR 増減 _{t-1}	1.399	0.769	6.797	-290.206	159.514
LN 総資産 _{t-1}	9.781	9.682	1.696	4.234	16.500
無形固定資産増減 _{t-1}	0.017	0.006	0.039	0.000	0.570
製造業ダミー	0.220	0.000	0.413	0.000	1.000
研究開発費比率 _t	0.005	0.000	0.019	0.000	0.510
資本金ダミー	0.975	1.000	0.155	0.000	1.000
上場ダミー _t	0.869	1.000	0.338	0.000	1.000
東証1部上場ダミー _t	0.348	0.000	0.476	0.000	1.000
償却対象有形固定資産増減 _{t-1}	0.146	0.098	0.144	0.000	0.907
法定実効税率 _t	0.345	0.380	0.191	0.000	1.000

表 5 相関係数

	所得拡大促進税制適用ダミー _t	LN 総資産 _{t-1}	現金増減 _{t-1}	償却対象有形固定資産増減 _{t-1}	無形固定資産増減 _{t-1}	有利子負債比率 _{t-1}	ROA 増減 _{t-1}	法定実効税率 _t	研究開発費比率 _t	資本金ダミー	製造業ダミー	上場ダミー _t	東証1部上場ダミー _t	PBR 増減 _{t-1}
所得拡大促進税制適用ダミー _t	1.000	-0.028	0.078	-0.056	0.006	-0.033	0.077	-0.023	0.012	-0.001	0.005	0.048	0.000	0.062
LN総資産 _{t-1}	-0.028	1.000	-0.423	0.124	-0.105	0.127	-0.084	0.070	-0.087	0.218	-0.014	0.077	0.557	-0.046
現金増減 _{t-1}	0.078	-0.423	1.000	-0.350	0.097	-0.344	0.339	0.034	0.173	-0.029	-0.018	0.125	-0.145	0.137
償却対象有形固定資産増減 _{t-1}	-0.056	0.124	-0.350	1.000	-0.072	0.285	-0.128	0.060	-0.088	-0.007	-0.024	-0.208	-0.029	-0.049
無形固定資産増減 _{t-1}	0.006	-0.105	0.097	-0.072	1.000	-0.039	0.111	0.060	-0.013	0.011	-0.115	0.010	-0.037	0.066
有利子負債比率 _{t-1}	-0.033	0.127	-0.344	0.285	-0.039	1.000	-0.293	-0.097	-0.106	-0.054	-0.096	-0.109	-0.043	-0.057
ROA増減 _{t-1}	0.077	-0.084	0.339	-0.128	0.111	-0.293	1.000	0.151	0.026	-0.017	-0.022	0.163	0.079	0.115
法定実効税率 _t	-0.023	0.070	0.034	0.060	0.060	-0.097	0.151	1.000	-0.045	0.070	-0.080	0.072	0.022	-0.012
研究開発費比率 _t	0.012	-0.087	0.173	-0.088	-0.013	-0.106	0.026	-0.045	1.000	0.031	0.306	0.062	-0.012	0.046
資本金ダミー	-0.001	0.218	-0.029	-0.007	0.011	-0.054	-0.017	0.070	0.031	1.000	0.038	0.184	0.113	0.085
製造業ダミー	0.005	-0.014	-0.018	-0.024	-0.115	-0.096	-0.022	-0.080	0.306	0.038	1.000	0.147	-0.015	-0.012
上場ダミー _t	0.048	0.077	0.125	-0.208	0.010	-0.109	0.163	0.072	0.062	0.184	0.147	1.000	0.284	0.078
東証1部上場ダミー _t	0.000	0.557	-0.145	-0.029	-0.037	-0.043	0.079	0.022	-0.012	0.113	-0.015	0.284	1.000	0.031
PBR増減 _{t-1}	0.062	-0.046	0.137	-0.049	0.066	-0.057	0.115	-0.012	0.046	0.085	-0.012	0.078	0.031	1.000

5. 分析結果

所得拡大促進税制適用モデル、設備投資モデルの順で見ていくこととするが、其々の推計結果については、この節の最後に、所得拡大促進税制適用モデルを表 6、設備投資モデルを表 7として一覧を付している。

先ず、現金についてであるが、正で有意な結果(5%水準)が得られたことから「手元現金を増やしている企業ほど人件費を増やしており、所得拡大適用税制の適用を受けている」という仮説は支持された。次に、ROA であるが、これについても正で有意な結果(1%水準)が得られたことから「ROA を増やしている企業ほど所得拡大適用税制の適用を受けている」という仮説を支持された。PBR についても同様であり、正の係数で有意な結果(1%水準)が得られていることにより、「PBR の数値が大きい企業ほど所得拡大適用税制の適用を受けている」という仮説は支持された。特に ROA については係数が 1.995 と他の変数に比べ際立って大きいことから、他の変数よりも所得拡大促進税制の適用、言い換えるならば人件費の増加に強い影響を与えていると言えよう。一方で、有利子負債比率については、仮説とは逆の係数、つまり係数は正となり、有意な結果も得ることができなかった。従って、「有利子負債比率が減少している企業ほど所得拡大適用税制の適用を受けている」という仮説は支持されなかった。上記以外の項目として、特段の仮説立てをせずにはコントロール変数として用いた項目の内、償却対象有形固定資産増減が負、10%水準で有意、法定実効税率も負で 5%水準の有意、上場ダミーについては正で 5%水準の有意という結果が得られた。これらの意味するところとして考え得ることとしては、タックス・プランニングを綿密に行っている企業は、このような新しい税制にも敏感に反応し、実行に移しているということが言えるかもしれない。又、上場ダミーについては、一般的に言って、上場企業の株主は非上場企業の株主よりも企業情報を取得しやすい為、結果的にモニタリング機能が強化される。これが経営者側にはプレッシャー、応えるべき目標ということになり、より利益の増大を図るといったことが予想できる。又、利益増大の一つの手段としてタックス・プランニング強化という選択肢が取られるということも考えられる。

次に設備投資モデルの結果を順に挙げていくと、まずこちらのモデルで最も見たかった所得拡大促進税制適用ダミーについては、仮説の通り正の係数となり、1%水準での有意な結果となったことから、「所得拡大促進税制の適用は設備投資に正の影響を与える」という仮説は支持された。現金については、係数は正となったものの有意な結果とはならなかったことから、「現金を増やしている企業ほど設備投資を増やしている」という仮説を支持されなかった。事前に予測を行った残る 2 変数、ROA、無形固定資産については、それぞれ予測通り正の係数となり、1%水準での有意な結果となったことから、「ROA が増加している企業ほど設備投資を増やしている」、「無形固定資産が増えてい

る企業は設備投資を増やしている」の其々の仮説が支持されることとなった。これらの変数以外に、事前に予測を立てなかった他のコントロール変数の内、LN 総資産が負で 1%水準の有意、償却対象有形固定資産が正で 1%水準の有意という結果となった。

表 6 推計結果(所得拡大促進税制適用モデル)

変数名	予想符号	係数	有意確率
定数項		2.277	0.001
所得拡大促進税制適用ダミー _t			
現金増減 _{t-1}	+	0.653	0.033
ROA 増減 _{t-1}	+	1.995	<0.001
有利子負債比率 _{t-1}	-	0.033	0.883
PBR 増減 _{t-1}	+	0.021	0.003
LN 総資産 _{t-1}	?	0.019	0.577
無形固定資産増減 _{t-1}	?	-0.668	0.552
製造業ダミー	?	0.015	0.888
研究開発費比率 _t	?	-0.593	0.791
資本金ダミー	?	0.083	0.769
上場ダミー _t	?	0.331	0.031
東証 1 部上場ダミー _t	?	-0.087	0.436
償却対象有形固定資産増減 _{t-1}	?	-0.602	0.086
法定実効税率 _t	?	-0.516	0.030
Nagelkerke 決定係数			0.025
サンプルサイズ			5140

表 7 推計結果(設備投資モデル)

	予想符号	係数	有意確率	標準化係数
定数項		0.030	<0.001	
設備投資増減 _t		0.018	0.697	1.658
所得拡大促進税制適用ダミー _t	+	0.007	0.017	0.032
現金増減 _{t-1}	+	0.010	0.181	0.023
ROA 増減 _{t-1}	+	0.095	<0.001	0.108
無形固定資産増減 _{t-1}	+	0.244	<0.001	0.137
LN 総資産 _{t-1}	?	-0.003	<0.001	-0.062
償却対象有形固定資産増減 _{t-1}	?	0.103	<0.001	0.212
有利子負債比率 _{t-1}	?	-0.001	0.900	-0.002
製造業ダミー	?	0.001	0.561	0.008
法定実効税率 _t	?	0.005	0.337	0.013
修正済決定係数			0.073	
サンプルサイズ			5140	

6. 結論と今後の課題

本研究の目的とは、一義的には所得拡大促進税制の適用を受けたであろう企業にはどのような要素が影響したのかということを検証することであり、そこから、所得拡大促進税制の適用がどのように企業行動、具体的に言うと設備投資の増減に影響を与えたのかということを検証・考察することであった。

所得拡大促進税制の適用を受けている企業について、検証結果から簡単に纏めると、業績を伸ばしている企業がこの優遇税制適用を受けている可能性が強いということ、そしてそれ以外としては、業績良化も多少関係しているとは思いますが、手元現金を増やしている企業で適用を受けている企業も多そうだと言えよう。又、上場企業のように投資家、株主のモニタリングが正の影響を及ぼしていそうなこと、そしてタックス・プランニングを企業戦略の中において考えている企業もこの優遇税制を活用しそうなことが分かった。一方、企業の今後の成長機会、潜在性という観点に目を転じてみると、無形固定資産といった将来の利益獲得に貢献する可能性の強いものを増やしている企業、そして、株主や投資家からも将来性について評価を得ている、といったポジティブな要素を持ち合わせている企業が適用を受けているであろうということも分かった。

そして、所得拡大促進税制の適用を受けたであろう企業がその恩恵として手元に残ることになった利益、若しくは現金が設備投資の増加に貢献しているのではないかとすることも示唆できそうだとと言えるのではないかと考える。もっとも、こちらの点については、本研究においては、所謂逆の因果を完全には否定しきれていないので強く断言はできないという点は否めないが、所得拡大促進税制の所轄官庁である経済産業省が後日民間企業に委託して一般企業向けに取ったアンケート「所得拡大促進税制の利用促進に関する調査」によれば、本税制の適用を受けて得られた資金の振向け先として約45%が未定となっている一方で、約20%が設備投資の原資とするという回答があるということも触れておくこととする。

最後に、本研究の限界、言い換えるならば課題について列挙することとする。1点目は、まず適用を受けた企業の正確な情報が取れなかったということである。適用条件が明確にされており、各期末の従業員数も把握できたことから一定の精度では適用可否の判定はできたと考えるが、厳密な制度適用判定は他の方法で対象人員数を算定する為、正確な適用可否の把握とはならなかった。又、従業員という点で関連して述べると、例えば新入社員や退職者の数、退職者の平均年齢といった詳細がわかればもっと深い視点からの分析、考察が可能になったと考える。

2点目としては、労務費の開示を止めた企業、連結納税を行っている企業集団を対象から削除というステップにより、日本に留まらず世界的な知名度を持つ、その場合多くは事業規模も巨大なわけであるが、そのような企業が対象から外れることとなってしまった。前者においては主な業界例を挙げると、電機、自動車といった業界であり、後者の場合は、通信、商社、電力といった業界に多く見られた。そういった意味においては、本研究が大部分の企業を対象として網羅できたとはいいい難い部分があり、これらの企業、企業集団が網羅できていれば、違った結果が得られた可能性は残る。

3点目は、所得拡大促進税制の企業への知名度である。経済産業省の「平成26年中小企業の雇用状況に関する調査」によると、所得拡大促進税制を利用した、又は所得拡大促進税制を知っていたが利用していないと回答した企業は45.4%であり、残りの54.6%は制度そのものを知らなかったことになる。又、認知度は従業員数に比例して増加しているという特徴もある。どのような形で企業側に認知させていくのかという現実的な問題はあろうが、認知度が高ければそこから企業の意思決定、行動に影響を与えることは十分考えられることから、もっと違った検証結果となった可能性は否定できない。

7. 補論

本研究は、所得拡大促進税制は企業が従業員に支払う給与を増やすことを後押しすることで、ひいては日本経済の活性化を狙ったものであること、又、ここでいう給与とは、所得税法第 28 条に規定される給与等に準じることについても冒頭部分にて述べた。給与と言え、毎月支給される月給、賞与といったことを指すと一般的には思いがちであるが、形態はこれだけには留まらない。ストック・オプションも給与の範囲に含まれるといったことを考えれば、その形態は多岐にわたっているということは理解できよう。とはいいながらも、給与の範囲に含まれるのか否かということについて線引きが難しい場合もあることも事実であり、時としてこの線引きについて、企業と課税庁との間で見解が分かれ争われることがある。

このような観点から、一つの案件を取り上げてみたいと思う。本件は課税庁側の決定を受け入れられなかった A 社が課税側である国を相手取って訴えをおこしたものであり、2012 年 12 月 25 日付の東京地方裁判所での一審判決、2013 年 5 月 30 日に東京高等裁判所にて出された二審判決のいずれにおいても原告敗訴の判決が出され、これを不服とする原告側が最高裁判所に上告したものであり、2015 年 12 月 29 日現在、係争中の案件である。

先ず、本件の概要を纏めると、基礎杭打工事の請負事業を営む株式会社 A(以下原告)が、2009 年 1 月 10 日から同月 12 日まで、従業員 10 人(以下従業員)並びに外注先の従業員及び一人親方 21 人の合計 32 人を参加者として中華人民共和国マカオ特別行政区(以下マカオ)への 2 泊 3 日の慰安旅行を実施し、その費用の全額合計 800 万円を負担した。この費用のうち従業員 10 人に係る 241 万 3000 円を福利厚生費として経理処理した。これに対し、処分行政庁(以下被告)は、この費用は従業員に関わる経済的利益の供与であり所得税法第 28 条 1 項の「給与等」、具体的に言うと同法第 186 条 1 項の「賞与」の支払いに該当するものであるとの判断から、2009 年 11 月 25 日付けで国税通則法第 36 条 1 項 2 号の規定に基づく同年 1 月分の所得税法(2010 年法律第 6 号による改正前のもの。以下同じ。)第 6 条の源泉徴収義務者である原告に対して 2009 年 11 月 25 日付けで国税通則法第 36 条 1 項 2 号の規定に基づく同年 1 月分の源泉徴収に関わる所得税の納税告知及び不納付加算税の賦課決定を行った。これを不服とし、所得税法第 28 条 1 項の「給与等」の支払に該当するものではないとの主張から、原告は、本件納税告知等は違法であり本件納税告知等の各取消しを求めている。つまり、争点は本納税告知等が違法かどうか、具体的には従業員に対する本旅行に係る経済的利益の供与は所得税法第 28 条 1 項の「給与等」の支払に該当するか否かである。

以下においては、一審、二審においてもほぼ同じ判断がされているということから、一

審判決の内容を中心に見た上で二審判決にて新たに原告側から主張された点とそれに対する東京高等裁判所の判決について触れることとするが、その前に、今回の案件の論点の一つになっている所得税基本通達 36-30 の該当部分を表 7 にて記す。

表 7 所得税基本通達 36-30 と法令解釈通達

<p>所得税基本通達 36-30 (課税しない経済的利益…使用者が負担するレクリエーションの費用)</p> <p>使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、使用者が、当該行事に参加しなかった役員又は使用人(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く。)に対しその参加に代えて金銭を支給する場合又は役員だけを対象として当該行事の費用を負担する場合を除き、課税しなくて差し支えない。</p> <p>(注)上記の行事に参加しなかった者(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を含む。)に支給する金銭については、給与等として課税することに留意する。</p>
<p>所得税基本通達 36-30 の運用について(法令解釈通達)</p> <p>標記通達のうち使用者が、役員又は使用人(以下「従業員等」という。)のレクリエーションのために行う旅行の費用を負担することにより、これらの旅行に参加した従業員等が受ける経済的利益については、下記により取り扱うこととされたい。</p> <p>(趣旨)</p> <p>慰安旅行に参加したことにより受ける経済的利益の課税上の取扱いの明確化を図ったものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>使用者が、従業員等のレクリエーションのために行う旅行の費用を負担することにより、これらの旅行に参加した従業員等が受ける経済的利益については、当該旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員等の参加割合・使用者及び参加従業員等の負担額及び負担割合などを総合的に勘案して実態に即した処理を行うこととするが、次のいずれの要件も満たしている場合には、原則として課税しなくて差し支えないものとする。</p> <p>(1) 当該旅行に要する期間が 4 泊 5 日(目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数による。)以内のものであること。</p> <p>(2) 当該旅行に参加する従業員等の数が全従業員等(工場、支店等で行う場合には、当該工場、支店等の従業員等)の 50%以上であること。</p>

一審における原告の主張は主に以下の 5 点であった。

先ず、本旅行の目的についてであるが、退職する取引先の従業員を盛大に送り出すことを現場の全従業員に示すことにより強固な指揮命令系統を更に強化することにより、従業員は本件旅行について参加するか否かの選択、旅程の選択、自由行動の幅といういずれの観点からも自由を与えられていなかったことから、旅行ではなく業務の範疇に含まれると主張した。

次に、経済的利益が所得性を有し所得税の課税対象となるためには、流入性、価値の保有性、金銭的評価の可能性という 3 つの要件をいずれも満たす必要があり、従業員は、本旅行について参加するか否かの選択等いずれの観点からも自由を与えられていなかったのであって、本旅行は操業の安全と能率の増進を図り業務に資するために行われたものであることなどからすれば、従業員分旅行費用相当の経済的利益はこれらの要件をいずれも満たさないものであると同時に、従業員は本旅行への参加を強制されたものであり、従業員分旅行費用相当の経済的利益は従業員の担税力を増加させるものではないから、所得性を有しないとも主張した。

又、従業員は、本旅行について参加するか否かの選択等いずれの観点からも自由を与えられていなかったのであって、本旅行に係る経済的利益が従業員のコントロールの下に入ったことはないというべきであるから、権利確定主義はもとより管理支配基準によっても、所得の帰属時期を確定することはできず、仮に被告が主張するように従業員分旅行費用相当の経済的利益が所得性を有する経済的利益であるとすると、管理支配基準によっても所得の帰属時期を確定することができないという不合理な結論が導かれると主張した。

4 点目として、従業員は、本旅行について参加するか否かの選択等いずれの観点からも自由を与えられていなかったことによれば、本旅行は私的な自由旅行とは区別されるべきものであり、少なくとも従業員分旅行費用の額がそのまま従業員が供与を受けた経済的利益の額となるということとはできないとの主張を行った。

最後に、所得税基本通達 36-30、「役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる」行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的な利益については課税しなくて差し支えないものとする、ということについても論拠とする主張を展開した。

これに対し一審判決は、以下のような主張、原告の主張に対する東京地方裁判所の見解を基に原告側の敗訴となる判決が下された。

先ず、最高裁判所の判例(1981年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁、2005年1月25日第三小法廷判決・民集59巻1号64頁)に触れ、人の担税力を増加させる利得はその源泉の如何にかかわらず、全て所得を構成するものとする所謂包括的所得概念を採用しており、各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額の

中には金銭以外の物又は権利その他経済的な利益も含まれるものとしていることによれば、上記「給与等」の給付の形式は金銭の支払には限られず、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の移転又は供与であっても、それが上記のような労務の対価としてされたものであれば、上記「給与等」の支払に当たるものというべきであることから考えて、従業員に対する本旅行に係る経済的な利益の供与が所得税法 28 条 1 項の「給与等」の支払に該当すると判断した。又、これに加えて、証拠及び弁論の全趣旨を基に得られた次の事実とそこからの判断、そして原告の主張についての以下の判断を下した。

まず、事実認定として、本旅行の企画立案は、原告代表者が旅行代理店との打ち合わせの上で行ったわけであるが、原告代表者は、宿泊先について一流ホテルに 1 人 1 部屋で宿泊することとするという指示をするとともに、食事関係について全 6 食を最高の食事とすることとし、旅行代理店担当者は、この指示に従いマカオで最高級のホテルである宿泊先として選定した。旅程については、専用バスを利用して移動することとするという指示をしたのみで、具体的な観光先の選定等は上記担当者に任せていたが、「全日程をマカオに滞在すると博打ばかりしてしまうので、2 日目の午前中に中国本土の珠海を観光することにしてほしい。」という指示を後に加え、上記担当者はこの指示に従うとともに、他の観光先として一般的な観光場所を選定するなどした。原告代表者は、予算については特に指示をしなかったため、本件旅行の費用はマカオを渡航先とする一般的な旅行と比べて、割高なものとなった。このように企画された本旅行は、原告の主権によって実施され、原告の従業員の内現場作業を担当する従業員は全員が本件旅行に参加したが、現場作業を担当せず事務所において総務職を担当する女性従業員 2 人は本旅行に参加しなかった。費用の処理としては、外注先の従業員等 21 人分の代金に相当する 506 万 7300 円を交際費として、従業員 10 人分の代金に相当する 241 万 3000 円を福利厚生費として、原告代表者分の代金に相当する 51 万 9700 円を役員賞与としてそれぞれ経理処理し、それら全額を原告が負担したため、従業員で本旅行の費用を負担したものは存在しない。又、本旅行に参加しなかった上記女性従業員 2 人に対し、参加に代えて金銭の支給等がされることはなかった。

異議申立てから訴訟前の事実としては、原告の本件納税告知等についての異議申立書の中には、本件旅行の目的が強固な指揮命令系統を更に強化することにあつた旨の記載や、従業員には本件旅行に参加するか否かの自由が与えられていなかった旨の記載は存在しなかったこと、2010 年 2 月 10 日に行われた異議調査において、豊島税務署の担当事務官に対し、本件旅行の目的について「慰安と親睦のための旅行である。危険を伴う仕事をしているので、数年に 1 回実施し従業員の慰安の意味合いが強いし、従業員も楽しみにしている。」と供述した一方で、本旅行の目的が強固な指揮命令系統を更に強化することにあつた旨の供述や、従業員は本旅行に参加するか否かの自由が与えられていなかった旨の供述をした旨の記載は、その際に作成された調査報告書の

中には存在しないことが認定された。又、審査請求書の中には、従業員は本旅行に参加するか否かの自由が与えられていなかった旨の記載は存在するが、本旅行の目的が強固な指揮命令系統を更に強化することにあつた旨の記載は存在しないことも確認された。

このようなことから、従業員は本旅行に参加することにより、本来有償でなければ受けることができない航空機、交通機関、飲食店、宿泊施設等における役務の提供を、使用者である原告の費用負担の下に無償で受けたと言え、経済的な利益の供与を受けたものであると認めるのが相当であると裁判所は指摘した。又、目的について、現場作業に日々従事している従業員や外注先の従業員等を慰勞し、併せて相互の親睦を深め今後の業務の遂行をより円滑なものとするのであつて、旅行中も観光に終始し指揮命令系統を強化するための研修などは一切行われなかったと認めることができることから、本旅行は、専ら従業員ほかのレクリエーションのための観光を目的とする慰安旅行であつたものであると認めるのが相当であり、従業員は、その使用者である原告から、雇用契約に基づき原告の指揮命令に服して提供した非独立的な労務の対価として、本旅行に係る経済的な利益の供与を受けたものであり、原告は従業員に対し本旅行に係る経済的な利益を供与し、所得税法第28条1項の「給与等」の支払をしたものであるということができると指摘した。

次に、原告の主張に対しては、以下の指摘を行った上で退けている。

先ず、旅行の目的についてであるが、原告が異議申立書の中に、本旅行の目的が強固な指揮命令系統を更に強化することにあつた旨の記載や、従業員は本旅行に参加するか否かの自由が与えられていなかった旨の記載をしていないこと、異議調査において、本旅行の目的が強固な指揮命令系統を更に強化することにあつた旨の供述や、従業員は本旅行に参加するか否かの自由が与えられていなかった旨の供述をした旨の記載は、その際に作成された調査報告書の中には存在しないこと、納税告知等についての審査請求においては、審査請求書の中に従業員は本旅行に参加するか否かの自由が与えられていなかった旨の記載はしているものの、本旅行の目的が強固な指揮命令系統を更に強化することにあつた旨の記載はしていないこと、そして、原告の代表者は、異議調査において本件旅行は慰安と親睦のためのものであり、従業員の慰安の意味合いが強く、従業員も楽しみにしているとの事実認定から観光目的であると認めることができるというからも、本旅行が、現場作業員の指揮命令系統を強化し、操業の安全と能率の増進を図るといふ、原告の業務上の必要に基づいて従業員に参加を強制して行われたものであると認めることはできないのであつて、従業員が、原告から労務の対価としてではなく、原告の業務上の必要に基づいて本旅行に係る経済的な利益の供与を受けたものであるということとはできないものといふべきである。

次に、所得性を有しないという原告の主張については、本旅行が、業務上の必要に

基づいて従業員に参加を強制して行われたものであると認めることはできないことは上記の通りであるから、主張は前提を欠くものであると指摘した。又、従業員が本旅行に参加することにより、原告から本旅行に係る経済的な利益の供与を受けたものであると認めるのが相当であることも明らかであることから、原告が従業員に供与した本旅行に係る経済的な利益は所得税の課税対象となるものとした。

所得の帰属時期に関しても、原告の業務上の必要性という前提の欠如に加え、本旅行に係る経済的な利益は本旅行が実施された時に実現したものであるとするのが相当とすることに所得税法問題はないと指摘した。

参加するか否かの自由がなく自由旅行とは区別されるべきとの原告の主張に対しては、本旅行が業務上の必要の欠如に加え、使用者が役員又は使用人に提供した用役については、当該用役につき通常支払われるべき対価の額により評価するのが相当であるとの所得税基本通達 36-50 により、本旅行に係る従業員の経済的な利益につき通常支払われるべき対価の額は 24 万 1300 円であるとするのが相当であるとの判断を下した。

最後に、所得税基本通達 36-30 についてであるが、課税しなくて差し支えないものとするのは、行事が簡易なものであることが多く、それに参加することにより享受する経済的な利益の額は少額であることに鑑み、少額不追求の観点から強いて課税しないこととするのが相当であるためであると解されるのに対して、一流ホテルに 1 人 1 部屋で宿泊する、全 6 食を最高の食事とする、予算については指示をしなかったため、本旅行の費用がマカオを渡航先とする一般的な旅行と比べて割高なものとなったことから、本旅行は、それに参加することにより享受する経済的な利益の額が少額であるものであるとは認めることができないとした。

以上の理由から、原告に 34 万 7472 円、不納付加算税として 3 万 4000 円の支払いを命ずる判決が下された。

続く二審においては、一審において争点となった部分についても争われたわけであるが、これについては判決にて一審を全面的に支持する内容となったことから、この部分については省略することとし、一審判決にて裁判所より指摘されたことに対する原告の新たな主張とそれに対する二審判決での指摘を見ることとする。

先ず、原告は、被告からの異議調査段階において指揮命令系統を強固にするためという目的を述べていないことについては、異議調査は質問に回答する立場であり主張をする場ではなかったし、調査を受ける側として緊張し、事前に主張を整理することも困難であることからすれば、危険な作業を行う現場作業員の一体感が必要であることに一切触れていないとした一審判決は不当であるとの主張を行った。

次に、本旅行の利得性ということについても不当であるとの主張を行った。本旅行に参加することが業務命令であり、本旅行に参加することは従業員の職務であったから、

職務遂行に必要な旅費交通費を会社が負担したというにすぎず、本来的に従業員が負担すべき費用ではないから従業員が支払を免れたということとはできない。又、担税力とは課税対象となる個人や法人が実際に税負担を受け持つことができる能力をいい、税を負担するにはその経済的利益を自由に処分することが必要であるが、本件では従業員が希望した旅行とはいえ、その代金を従業員が経済的利益として自由に処分できたという状況ではない。経済的利益については、給与を受ける側から考えて、流入性、価値の保有性及び金銭的評価の可能性という3要件が必要であるが、一審はこの点についての検討をしておらず審理不盡である。

又、一審にて高額であるとの理由から、基準を超えるとされた所得税基本通達 36-30 についても以下の主張を展開した。本旅行は、原告に定年まで勤め上げた従業員を丁重に送り出すことにより、従業員の忠誠心を引き出すという目的がある。従業員がそろって旅行に行く社員旅行という行事そのものが今となっては不人気となっている中で従業員を参加させるとすると、社員旅行はある程度贅沢にしないと社員に評価してもらえないという最近の実情がある。又、土産物屋に寄らない分の費用を他に充てたという観点からすると、金額から見ても社会通念上一般的に行われているものと評価すべきである。上記通達の規定方法では、いかなる金額が少額であり課税されないのかを納税者が知ることができず、旅行実施当時は社会通念上一般的であると考えていたものが、後になって否定され、課税されることになるが、法で課税要件・課税率を定めることは、課税側の権限を明確にし、納税者の行動の自由を保障する意味で重要なものであり、基準の明確性が要求される。上記通達の運用は、事後的に課税要件を示されて課税されるのと等価である。事前予測が困難な社会通念上一般的に行われているという要件は、納税者に有利に解釈されるべきであり、これを厳しく解釈するのは違憲の疑いがある。本件旅行の代金は、本件旅行代金から飲料代を引いたものがツアー料金として考えられるべきものである。又、本件旅行が行われたのは1月の連休であり、本件旅行の旅行先であるマカオは年間を通して観光ができることからすれば、日本国内の休日に当たるか否かで旅行代金が増減すると考えられ、原告の業務に差し障りのない日程(連休)で旅行を計画するとなると、料金が高くならざるを得ない。さらに、一般のパッケージ旅行では、いわゆる「お土産屋さん」を行程に入れ、旅行会社はそのマージンを受け取ることで旅行代金を安価にすることがあるが、これを行程に入れない場合には旅行代金を下げることができないのであり、いわゆるパッケージ旅行と、原告の代表者が指示したとおりに組み立てた旅行代金とを比較することは不可能である。本旅行代金について、いわゆるお土産屋さんによる場合のマージンを控除し、3連休ではなく平日を含むツアー代金と比較をし、飲料代金を控除した金額をもって比較すれば旅行代金は平均的なものである。そうすると、所得税基本通達 36-30 を適用した場合、課税されない旅行代金額に該当すると考えられる。

これらに対する二審判決での指摘は以下の通りである。

異議調査において原告代表者が述べた内容については、本件旅行の趣旨目的について説明しなかったというのではなく、慰安と親睦のための旅行であり、行き先は一般的な観光場所である旨積極的に回答しているのであるから、主張をする場でなかったとの原告の主張は理由がない。そもそも、異議申立書に記載された異議の理由は、本旅行が従業員の慰安旅行であることを前提に原告の負担額が社会通念上常識的な金額であり、これを給与として課税することは課税の公平を欠くというものであったことを踏まえると、異議申立てから19日後にされた異議調査における原告代表者の応答内容は、むしろ率直に事情を説明したものと理解できるものであり、その内容からも本旅行の目的が従業員などの慰安と親睦にあると認めるべきものであることは、一審判決の通りである。

次に、所得の条件を満たすかということについてであるが、本旅行の目的は、従業員などの慰安と親睦にあったものであり、原告の業務上の必要に基づいて従業員に参加を強制して行われたものと認めることはできず、原告の業務上の必要に基づいて経済的な利益の供与を受けたものということができないことは一審判決の通りであるとの理由から、原告の主張は前提を欠くものとして退けられた。

所得税基本通達36-30に関しても、従業員の参加意欲を喚起するためにある程度贅沢にしなければならないとの主張は、本件旅行が業務命令であるとする原告の主張に必ずしも沿わないものであり、又、従業員が享受した経済的利益の観点からは、旅行代金から飲料代や土産物屋のマージン分を控除する理由もないと退けられた。又本通達の範囲に含まれるか否かに関する事前予測の困難性や本通達を厳しく解釈することに対する意見の疑いという原告についても、旅行に参加した従業員等が受ける経済的利益の額、つまり、使用者の負担額を中心として、当該旅行の目的や内容、従業員の参加状況などの諸事情を考慮することにより判断することが可能であり、事前予測が困難ということとはできないし、本件において厳しく解釈されたものということもできないと指摘した。

このように原告の主張はほぼ全面的に退けられると同時に一審判決は正当であるとの判断から二審においても原告側の敗訴となったわけであるが、これらを不服とした原告側はその後最高裁判所への上告手続を行い、最高裁判所はこれを受理した。

参考文献

- [1] 田中賢治・宮川努(2009)「大型投資は企業パフォーマンスを向上させるか」
独立行政法人経済産業研究所
- [2] 藤岡出子(2007)「中小企業の設備投資関数についての一考察」
関西学院大学大学院経済学研究科研究会「関西学院経済学研究」第38号
- [3] 村上裕太郎・黄耀偉・渥美健人 (2010)
「減価償却費が企業の設備投資行動に与えた影響」
慶應義塾大学大学院経営管理研究科
- [4] 厚生労働省「平成26年就業形態の多様化に関する総合実態調査」
- [5] 内閣府「平成 25 年度企業行動に関するアンケート調査」
- [6] 経済産業省「日本の消費動向」
- [7] 経済産業省「所得拡大促進税制」
- [8] 経済産業省「平成 25 年 3 月 31 日現在における企業金融調査」
- [9] 新日本有限責任監査法人ナレッジセンターリサーチ
「【一覧】連結納税制度適用会社調査(平成 24 年度)」
- [10] 株式会社大和総研 (2015)「企業の利益分配から見た貸金・設備投資の先行き」
- [11] 株式会社日本政策投資銀行 産業調査部
「企業行動に関する意識調査結果 2013 年 6 月」
- [12] 御園 一(2011)「日本企業のパフォーマンスの変化と、資本と労働の効率に
関する考察」
- [13] 財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」平成 23 年第 6 号
(通巻第 107 号)
- [14] 柿沼 重志・中西 信介「成長戦略の成否を握る民間設備投資の動向」
経済産業委員会調査室
- [15] 平成 26 年度産業経済研究委託事業
「所得拡大促進税制の利用促進に関する調査」
- [16] 東京地方裁判所 平成 24 年 12 月 25 日判決
「所得税納税告知処分等取消請求事件」
- [17] 東京高等裁判所 平成 25 年 5 月 30 日判決
「所得税納税告知処分等取消請求控訴事件」 平成 25 年(行コ)第 31 号

謝辞

村上裕太郎准教授には初期段階から論文作成時まで絶えず様々な御指導を頂き、心より感謝申し上げます。本当に有難う御座いました。又、本論文に貴重な助言を頂きました高橋大志教授、斎藤卓爾准教授にも改めまして御礼申し上げます。有難う御座いました。昨秋に博士課程を御卒業された黄耀偉さんにも御指導を頂きました。有難う御座いました。

最後に、研究室の方々にも様々なことを教えて頂きましたこと、御礼を申し上げます。有難う御座いました。